

## 刑事訴訟記録の編成等について

平成12年10月20日総三第128号高等裁判所長官、  
地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成17年2月24日総三第000020号  
平成17年8月19日総三第000566号  
平成18年9月1日総三第001103号  
平成20年10月27日総三第001000号  
平成21年3月10日総三第000257号  
平成28年11月22日総三第219号  
平成30年5月11日総三第92号

刑事の通常第一審事件、控訴事件及び再審開始決定後の再審請求事件の記録の編成並びに刑事和解の申立て事件の記録（以下「刑事和解記録」という。）の編成等について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

### 記

#### 第1 編成方法

訴訟書類は、次のとおり5分して編成する。

##### 1 第1分類（手続関係書類）

この分類は、起訴状、公判調書（手続）及び判決書の3群に分け、その順につづる。

###### （1）起訴状群

この群には、起訴状、審判に付する旨の決定書、略式命令書及びこれらの謄本の送達報告書並びに交通事件即決裁判を記載した調書をつづり込む。

###### （2）公判調書（手続）群

この群には、主張及び手続の経過を明らかにする次のような書類（5につづるもの）を除く。）を編年体によりつづり込む。

ア 公判調書（（3）及び2につづるもの）を除く。）、公判前整理手続調書、期日間整理手続調書、公判調書又は公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書の記載に対する異議申立調書、訴因又は罰条の追加、撤回又は変更の請求書、起訴状の訂正書、起訴状に対する求釈明書及び釈明書、証明予定事実を記載した書面、証拠開示に関する裁判の請求書及び決定書、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定書、冒頭陳述書、論告要旨又は弁論要旨を記載した書面、最終陳述書、控訴趣意書、答弁書、即決裁判手続によることについての被疑者又は弁護人の意見を

記載した書面、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第350条の16第3項に定める手続をしたことを明らかにする書面、即決裁判手続の申立て却下決定書、即決裁判手続によって審判をする旨の決定の取消決定書、公判前整理手続又は期日間整理手続の請求書及び決定書、弁論の分離、併合又は再開の請求書及び決定書、期日指定書、期日変更の請求書及び決定書、事件の併合又は移送の請求書及び決定書、公判手続の停止決定書、合議体で審理及び裁判をする旨の決定書、忌避又は回避の申立書及び決定書、不出頭許可の決定書、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置に関する書類、被害者等の意見陳述、被害者参加又は被害者参加人等による弁論としての意見陳述の申出の通知書、被害者参加人等の代表者選定の通知書、被害者等の意見陳述又は被害者参加人の公判期日等への出席の際に採られる措置に関する書類、刑事和解記録の謄本、裁判員の参加する刑事裁判の合議体の構成及び対象事件からの除外に関する決定書、裁判員等の解任の請求書及び決定書、地方裁判所に対する裁判員等の解任理由の通知書、裁判員等の辞任の申立書、裁判員等の追加選任の決定書、区分審理決定の請求書及び決定書、区分事件の審理の順序に関する決定書等

イ この群につづる請求書、申立書又は申出の通知書に記載された請求等に関する書類

### (3) 判決書群

この群には、判決書（調書判決を含む。）、公訴棄却決定書、控訴棄却決定書、上訴の放棄書及び放棄同意書、上訴の取下書及び取下同意書、正式裁判請求の取下書等の訴訟の終了に関する書類、部分判決書等の区分事件審判の終了に関する書類、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第86条第3項の決定書並びに控訴申立書等の上訴の申立てに関する書類を編年体によりつづり込む。

## 2 第2分類（証拠関係書類）

この分類は、証拠等関係カード、証拠書類及び公判調書（供述）の3群に分け、その順につづる。ただし、証拠書類群及び公判調書（供述）群を一括して証拠群とし、同群の書類を取調べの順序につづり込むことも差し支えない。

### (1) 証拠等関係カード群

この群には、冒頭に証拠等関係カードを検察官請求分、弁護人又は被告人請求分、職権分、証拠等関係カード（続）の順につづり込み、次に証拠調手続に関する書類（冒頭陳述書を除く。）及び押収物の還付に関する書類を編年体によりつづり込む。

### (2) 証拠書類群

この群には、証拠書類及び証拠物たる書面（押収物として保管するものを除く。）を取調べの順序につづり込む。

### (3) 公判調書（供述）群

この群には、公判調書（供述及び検証）、公判期日外における証拠調査等を取調べの順序につづり込む。ただし、刑事訴訟法第157条の6第4項及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第65条第3項に規定する記録媒体は、その性状にかんがみ、記録末尾、上訴申立てに伴い提出された弁護又は補佐に関する書類の直前につづり込むが、記録とは別に保管することも差し支えない。

### 3 第3分類（身柄関係書類）

この分類には、身柄関係の裁判に関する書類、別件拘束に関する書類、勾留理由開示に関する書類、労役場留置執行指揮通知書等及びこの分類につづる裁判書の謄本の送達報告書を編年体によりつづり込む。

### 4 第4分類（その他の書類）

この分類には、冒頭に弁護又は補佐に関する書類、訴訟能力に関する書類、被害者参加人の弁護士への委託に関する書類（被害者参加弁護士の選定に関する書類を含む。）及び没収保全等に関する書類（裁判書の謄本の送達報告書を含む。）をその順につづり込み、次に訴訟費用に関する書類、書類又は証拠物の閲覧及び謄写に関する書類等の第1分類から第3分類まで及び第5分類につづる書類以外の書類並びに送達報告書（1の(1)、3及び5につづるもの）を編年体によりつづり込む。ただし、事件終結後の手続に関する書類及び上訴申立てに伴い提出された弁護又は補佐に関する書類は、記録末尾につづり込む。

### 5 第5分類（裁判員等選任手続関係書類）

この分類には、裁判員候補者の呼出しに関する書類（呼出状の送達報告書を含む。）、裁判員等選任手続に関する書類並びに選任予定裁判員の選定の取消し及び裁判員等への選任に関する書類を編年体によりつづり込む。

## 第2 刑事和解記録の編成等

### 1 刑事和解記録の編成

刑事和解記録には、次の書類を編年体によりつづり込む。

和解の調書記載申立書（申立書に添付された登記事項証明書等の書類を含む。）、代理及び資格証明関係書類、和解調書、更正決定書（更正決定の申立書等を含む。）

### 2 刑事和解記録の謄本の作成時期

事件記録の第1分類の公判調書（手続）群につづる刑事和解記録の謄本は、刑事訴訟法第51条第2項に規定する公判調書の記載に対する異議申立期間経過後、速やかに作成するものとする。

## 第3 目録及び丁数

### 1 目録

- (1) 目録は、書類の標目、丁数及び備考を記載する欄を設けた様式により作成する。
- (2) 控訴審事件記録の目録は、第一審事件記録の目録の次につづり込む。

## 2 丁数

丁数は、総審級の通し丁数とし、書類の上部余白の右側に付する。ただし、第2分類の証拠書類群及び公判調書（供述）群又は証拠群の丁数は、各群の冒頭につづられている書類の初葉にのみ付した上、各群ごとの丁数を下部余白の右側に付することも差し支えない。

## 第4 併合事件記録等の取扱い

### 1 併合事件記録の取扱い

- (1) 第1回公判期日開始前の事件（公判前整理手続に付する旨の決定がされた事件を除く。）が併合された場合には、併合された事件の起訴状及びその謄本の送達報告書は併合した事件記録の第1分類の起訴状群の末尾に、その他の書類は該当箇所につづり込む。
- (2) 公判前整理手続に付する旨の決定がされた事件又は第1回公判期日開始後の事件が併合された場合には、併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。

### 2 控訴審における第一審事件記録の取扱い

第一審事件記録は、控訴審事件記録の第1分類の直前に一括してつづり込む。

### 3 抗告事件記録等の取扱い

抗告審から送付された抗告事件記録等は、抗告等の対象となった裁判書の直後に一括してつづり込む。

## 付 記

### 1 実 施

この通達は、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号。以下「刑訴法等改正法」という。）並びに犯罪被害者保護法の施行の日（平成12年11月1日）から実施する。ただし、記第1の2の(3)のただし書は、刑訴法等改正法第1条中刑事訴訟法第157条の次に3条を加える改正規定（同法第157条の4に係る部分に限る。）の施行の日から、記第3の2の定めは、平成13年1月1日から実施する。

### 2 通達の廃止

平成4年8月21日付け最高裁総三第29号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成について」は、平成12年10月31日限り、廃止する。

### 3 経過措置

右とじで事件記録を編成した場合における丁数を付す位置については、なお従前の例による。

#### 付 記（平17.2.24総三第000020号）

この通達は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から実施する。

#### 付 記（平17.8.19総三第000566号）

この通達は、平成17年11月1日から実施する。

付 記 (平18. 9. 1 総三第001103号)

この通達は、平成18年10月2日から実施する。

付 記 (平20. 10. 27 総三第001000号)

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

付 記 (平21. 3. 10 総三第000257号)

## 1 実 施

この通達は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の施行の日（平成21年5月21日）から実施する。

## 2 経過措置

この通達の実施前に終結した事件について提出され、又は作成された総合法律支援法（平成16年法律第74号）第39条第2項第2号に定める費用の額の算定に関する書類の編てつ箇所については、なお従前の例による。

付 記 (平28. 11. 22 総三第219号)

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成28年12月1日）から実施する。

付 記 (平30. 5. 11 総三第92号)

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成30年6月1日）から実施する。

## 医療観察事件記録の編成について

平成17年7月12日総三第000221号高等  
裁判所長官、地方裁判所長あて事務総長通達

医療観察事件記録の編成について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

### 第1 総則

1 医療観察事件のうち、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第42条第1項の決定をすることの申立てに係る処遇事件の記録の編成は、第2の4分方式による。

2 1の事件以外の医療観察事件の記録の編成は、事案に応じて、第2の4分方式の例により、又は第3の非分割方式による。

### 第2 4分方式

#### 1 編成方法

事件関係書類は、次のとおり4分して編成する。

##### (1) 第1分類（手続関係書類）

この分類は、申立書、審判調書（手続）及び決定書の3群に分け、その順につづる。

###### ア 申立書群

この群には、申立書及び保護観察所の長、指定入院医療機関の管理者又は指定通院医療機関の管理者の意見を記載した書類を編年体によりつづり込む。

###### イ 審判調書（手続）群

この群には、手続の経過を明らかにする次のような書類を編年体によりつづり込む。

審判調書（(2)につづるものを除く。）、事件の移送又は併合の上申書及び決定書、対象者の出頭できない旨の理由書及び疎明資料、期日指定書、心神耗弱者と認める旨の決定書、申立てを取り下げない旨の通知書、対象行為の存否について別の合議体で審理及び裁判する旨の決定書、対象行為を行ったと認める旨の決定書、対象行為を行ったと認められない旨の決定書、その他審判の終了に関する決定以外の決定書等

###### ウ 決定書群

この群には、入院をさせる旨の決定書等、申立て却下決定書、取下書等の審判の終了に関する書類及びこれらの謄本の送達報告書等並びに決定の執行報告書等（(3)につづるものを除く。）を編年体によりつづり込む。

##### (2) 第2分類（事実の取調べ関係書類）

この分類は、目録、資料、審判調書（供述）及び鑑定書の4群に分け、その順につづる。

###### ア 目録群

この群には、冒頭に資料目録及び証人等目録をその順につづり込み、次に事実の取調べ手続に関する次のような書類（エにつづるものを除く。）及び押収物の還付に関する書類を編年体によりつづり込む。

事実の取調べの申出書、事実の取調べを行う受命裁判官の指定書、事実の取調べの嘱託決定書及び同嘱託書写し、鑑定決定書、保護観察所長に対する対象者の生活環境調査依頼書写し等

###### イ 資料群

この群には、当事者から提出された資料及び裁判所が職権で収集した資料を、検察官等提出分、対象者等提出分及び職権分に区分して、編年体によりつづり込む。

###### ウ 審判調書（供述）群

この群には、審判調書（供述）及び審判期日外における陳述録取調書等を、実施した順序につづり込む。宣誓書は、当該宣誓を行った審判調書（供述）等の末尾に、審判調書（供述）等が作成されない場合には目録群につづり込む。

###### エ 鑑定書群

この群には、鑑定書及び対象者の生活環境調査結果報告書を、編年体によりつづり込む。

##### (3) 第3分類（身柄関係書類）

この分類は、鑑定入院命令等関係書類及び他の身柄関係書類の2群に分け、その順

につづる。

ア 鑑定入院命令等関係書類群

この群には、鑑定入院命令又は鑑定入院決定に関する次のような書類及びこの群につづる裁判書の謄本の送達報告書を編年体によりつづり込む。

鑑定入院命令書及び鑑定入院決定書並びにこれらの取消決定書、鑑定入院期間延長決定書、鑑定入院命令又は鑑定入院決定の執行停止決定書、鑑定入院先医療施設の変更命令書及び変更決定書、鑑定入院質問調書、命令又は決定の執行報告書等

イ その他の身柄関係書類群

この群には、同行状、出頭命令等の対象者の身柄の移動を伴う裁判（鑑定入院命令及び鑑定入院決定を除く。）に関する書類及びこの群につづる裁判書の謄本の送達報告書を編年体によりつづり込む。

（4）第4分類（その他の書類）

この分類には、冒頭に付添人関係書類及び医師等の指定関係書類をその順につづり込み、次に費用関係書類、記録又は証拠物の閲覧及び謄写に関する書類等の第1分類から第3分類までにつづる書類以外の書類を編年体によりつづり込む。

2 目録及び丁数

（1）目録

目録は、資料目録、証人等目録及び記録目録とし、その作成は、次の定めによる。

ア 資料目録及び証人等目録

（ア）資料目録の様式は別紙様式第1のとおりとし、証人等目録の様式は別紙様式第2のとおりとする。ただし、適宜な書面を引用して作成することも差し支えない。

（イ）資料目録は、検察官等提出分、対象者等提出分及び職権分を、証人等目録は、検察官等申出分、対象者等申出分及び職権分を作成する。

イ 記録目録

記録目録の様式は別紙様式第3のとおりとする。ただし、事務の効率的な処理を図るために特に必要な場合には、これと異なる様式によることも差し支えない。

（2）丁数

丁数は、総審級の通し丁数とし、書類の上部余白の右側に付する。ただし、第2分類の資料群、審判調書（供述）群及び鑑定書群の丁数は、各群の冒頭につづられている書類の初葉にのみ付した上、各群ごとの丁数を下部余白の右側に付すことも差し支えない。

3 併合事件記録等の取扱い

（1）併合事件記録の取扱い

併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。

（2）抗告審における第一審事件記録の取扱い

第一審事件記録は、抗告審事件記録の第1分類の直前に一括してつづり込む。

（3）裁判官の処分に対する不服申立て事件記録等の取扱い

裁判官の処分に対する不服申立て事件記録及び裁判所の処分に対する異議申立て事件記録は、不服申立て等の対象となった命令書又は決定書の直後に一括してつづり込む。

（4）競合する処分の調整の申立て事件記録の取扱い

競合する処分の調整の申立て事件記録は、一括して調整の対象となった事件の事件記録

（法第76条第2項による申立て事件の場合は、調整の対象となった事件のうち、取消決定がされなかった事件の事件記録）に添付する。

第3 非分割方式

1 編成方法

事件関係書類は、編年体によりつづり込む。この場合において、関連する書類は、一括してつづり込むことができる。

2 目録及び丁数

（1）目録

目録は、記録目録とし、その様式は、別紙様式第4のとおりとする。ただし、事務の効率的な処理を図るために特に必要な場合には、これと異なる様式によることも差し支えない。

（2）丁数

第2の2の（2）（ただし書を除く。）の定めによる。

（3）併合事件記録等の取扱い

第2の3の定めによる。

付記

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法

律（平成15年法律第110号）の施行の日から実施する。

(別紙様式第1)

事件の表示	平成 年 (医 ) 第 号		
資料目録 ( 分)			
番号	提出 年月日等	標目等	備考 丁数
1	・・		
2	・・		
3	・・		
4	・・		
5	・・		
6	・・		
7	・・		
8	・・		
9	・・		
10	・・		
11	・・		
12	・・		
13	・・		
14	・・		
15	・・		
16	・・		
17	・・		
18	・・		
19	・・		
20	・・		
21	・・		
22	・・		
23	・・		
24	・・		
25	・・		
26	・・		
27	・・		
28	・・		
29	・・		
30	・・		
31	・・		
32	・・		
33	・・		
34	・・		
35	・・		
36	・・		
37	・・		
38	・・		
39	・・		
40	・・		
41	・・		
42	・・		
43	・・		
44	・・		
45	・・		
46	・・		
47	・・		
48	・・		
49	・・		
50	・・		
51	・・		
52	・・		
53	・・		
54	・・		
55	・・		
56	・・		
57	・・		
58	・・		
59	・・		
60	・・		
61	・・		
62	・・		
63	・・		
64	・・		
65	・・		
66	・・		
67	・・		
68	・・		
69	・・		
70	・・		
71	・・		
72	・・		
73	・・		
74	・・		
75	・・		
76	・・		
77	・・		
78	・・		
79	・・		
80	・・		
81	・・		
82	・・		
83	・・		
84	・・		
85	・・		
86	・・		
87	・・		
88	・・		
89	・・		
90	・・		
91	・・		
92	・・		
93	・・		
94	・・		
95	・・		
96	・・		
97	・・		
98	・・		
99	・・		
100	・・		

(別紙様式第2)

(別紙様式第3)

裁判所			記録冊数	冊	総丁数	丁
分類名	文書の標目等	初丁数等	備考			
第1分類	申立書群					
	審判調書(手続)群					
第2分類	目録群	資料				
		証人等				
	資料群					
	審判調書(供述)群					
	鑑定書群					
第3分類	鑑定入院命令等関係書類群					
第4分類	身柄関係書類群					
	付添人関係書類					
	医師等の指定関係書類					

(別紙様式第4)